

社団法人日本歯科医師会役員報酬、退職慰労金支給規則

第1章 総則

第1条 この規則は、社団法人日本歯科医師会定款（以下「定款」という。）第29条の規定に基づき、本会役員に対する報酬及び退職慰労金の支給基準を設け、その適切な運用を図るため、これを定める。

第2条 この規則により報酬及び退職慰労金の支給を受ける者は、定款第22条に規定する役員とする。

第2章 報酬

第3条 この規則に定める報酬とは、役員の在任期間中その職務に対する報酬、及び賞与をいう。

第4条 報酬について必要な事項は、役員報酬算定審議会の議を経て理事会が決める。

2 役員報酬算定審議会（以下「審議会」という。）は、委員5名をもって構成するものとし、代議員会の承認を経て会長が委嘱する。

3 審議会委員の任期は3年とし、その委嘱した会長の在任期間とする。

第3章 退職慰労金

第5条 役員に支給する退職慰労金は、この規則の定めるところにより算出した金額とする。

第6条 退職慰労金は、次の各号に該当するものに対して支給する。

- 一 任期を満了し、退任した者
- 二 在任中死亡した者
- 三 辞任届を提出し受理された者

2 任期を満了し、引き続いて役員として選任された者に対しては、その者について前項のいずれかに該当するまで退職慰労金は支給しない。

第7条 支給額は年度別、役職別に定めた次の定額表にもとづき、支給を受ける者の各年度の役職に応じた下記の定額の合算額とする。ただし、年度中途に就・退任した場合は、1年未満の在任月数を12で除した数をその年度別、役職別定額に乗じた後、合算するものとする。

定額表

（単位 万円）

	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	平成3年度
会長職	230	230	270	285	285	300
副会長職	210	210	250	265	265	280
専務理事職	320	320	360	375	375	390
常務理事職	200	200	240	255	255	270
理事職	50	50	90	100	100	110
常務監事職	200	200	240	255	255	270
監事職	50	50	90	100	100	110

2 前項の定額表において、昭和58年度から平成2年度までについては昭和57年度の定額を適用し、平成4年度以降については改正がない限り平成3年度の定額を自動的に継続するものとする。

3 2期以上継続して役員に就任した者には前2項により算出した合算額の100分の10に相当する金額を加算する。

第4章 雑則

第8条 この規則の改廃は、代議員会の議決によるものとする。

第9条 この規則は、昭和51年9月14日より施行し、昭和51年4月1日より適用する。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、昭和53年4月1日より施行する。

附 則

この規則は第11次改正定款施行の日（昭和55年6月3日）から施行する。ただし、第4条第3項の任期の始期は昭和57年4月1日から、第7条の規定は昭和55年4月1日から適用するものとする。

附 則

1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。ただし第7条第2項の規定は、昭和55年3月31日に任期を満了した役員で、翌4月1日から引き続いて役員に就任した者から適用する。

2 削除

3 削除

附 則

この規則は、昭和56年9月25日から施行する。

附 則

この規則は、昭和57年9月17日から施行し、昭和57年4月1日より適用する。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

社団法人日本歯科医師会役員報酬支給規程

第1条 この規程は、社団法人日本歯科医師会定款第29条及び社団法人日本歯科医師会役員報酬、退職慰労金支給規則（以下「報酬等支給規則」という。）第4条の規定に基づきこれを定める。

第2条 役員報酬は、次の区分により支給する。

一 会長	月額	525,000円
二 副会長	月額	399,000円
三 専務理事	月額	787,500円
四 常務理事	月額	399,000円
五 理事	月額	136,500円
六 常務監事	月額	399,000円
七 監事	月額	136,500円

第3条 役員には、家族手当、時間外執務手当、休日執務手当及び役付手当は支給しない。ただし通勤に要する費用、その他特別な事由により要した実費は支給する。

第4条 役員に対する賞与は予算の定めるところにより、6月及び12月に夫々支給するものとする。

第5条 役員が業務のため出張するときは、別に定める社団法人日本歯科医師会旅費規則に規定する旅費を支給する。

第6条 役員が長期間欠勤したときの処遇は、理事会の議を経て会長が決める。

第7条 この規程の改廃は、役員報酬支給規則に規定する役員報酬算定審議会の議を経て理事会が決める。

附 則

1 この規程は、昭和51年10月20日より施行し、昭和51年4月1日より適用する。

2 この規程施行の日をもって現行社団法人日本歯科医師会役員報酬規程は廃止する。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。